

（後部上側端灯）

第三十七条の四 自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

- 2 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後部上側端灯）

- 第53条** 後部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条の4第2項の告示で定める基準は、別添67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては別添67「後部上側端灯の技術基準」4.1の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては別添67「後部上側端灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.3.、3.4.、5.1.1.括弧書、5.3.及び別紙2の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.7.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙2の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の4第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第53条（後部上側端灯）

（後部上側端灯）

第 131 条 後部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 37 条の 4 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部の取扱いは、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 後部上側端灯は、夜間にその後方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm² 以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

二 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。

三 後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平線より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。

四 後部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる後部上側端灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯

3 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 37 条の 4 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

一 後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。ただし、4 個備える場合は、上側の 2 個は取り付けることができる最高の高さに取り付け、かつ、下側の 2 個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。

二 後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。

三 両側に備える後部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（左右対称でない自動車の後部上側端灯を除く。）。

四 後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。

五 後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。

六 後部上側端灯は、点滅するものでないこと。

七 後部上側端灯の直射光又は反射光は、当該後部上側端灯を備える自動車及び他の自

動車の運転操作を妨げるものでないこと。

八 後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取り付けられてること。

九 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる後部上側端灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯

（後部上側端灯）

第 209 条 後部上側端灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 37 条の 4 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部の取扱いは別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。

- 一 後部上側端灯は、夜間にその後方 300 m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm² 以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 後部上側端灯の灯光の色は、赤色であること。
 - 三 後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平線より上方 5° の平面及び下方 20° の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において、すべての位置から見通すことができるものであること。
 - 四 後部上側端灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる後部上側端灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯
 - 二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯
- 3 後部上側端灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 37 条の 4 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。
- 一 後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。ただし、4 個備える場合は、上側の 2 個は取り付けることができる最高の高さに取り付け、かつ、下側の 2 個は上側の照明部の上縁と下側の照明部の下縁との垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取り付けられていること。
 - 二 後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。
 - 三 両側に備える後部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（左右対称でない自動車の後部上側端灯を除く。）。)
 - 四 後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れるような位置に取り付けられていること。
 - 五 後部上側端灯は、尾灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
 - 六 後部上側端灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 後部上側端灯の直射光又は反射光は、当該後部上側端灯を備える自動車及び他の自

動車の運転操作を妨げるものでないこと。

八 後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。

九 後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第 1 項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。ただし、自動車の構造上、同項第 3 号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

4 次に掲げる後部上側端灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯

二 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯